

会員の処分公告（会員権停止）

以下の者について、当会会則第 47 条の規定に基づき会員の処分を行ったので公告します。

会員権停止 1 年

【被処分者】

氏 名	支 部	種 別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
坂本 幸一	川越支部	開業	11860020	サカモト経営労務センター 比企郡滑川町大字羽尾 3607-1

処分をした年月日：令和 8 年 9 月 2 8 日

会員権停止期間：令和 8 年 9 月 2 9 日～令和 9 年 9 月 2 8 日（1 年）

処分理由：社会保険労務士法第 1 条の 2、同法第 16 条、

埼玉県社会保険労務士会会則第 41 条、同会則第 42 条

埼玉県社会保険労務士倫理規程第 2 条、同規程 3 条、同規程 9 条違反

※申し立てられた苦情案件について、報告書が期限までに提出されず、複数回の要請を経て提出に至り、また、ヒアリングにおいて、提出された報告書の内容と実際の対応状況に相違が認められたため、再度報告を求めたが、提出されないなど、本会会員として必要な対応を行わなかったことについて、本会会則等に違反するものであると判断した。

令和 8 年 9 月 28 日

埼玉県社会保険労務士会

会長 澤田裕二